

(介護予防) 認知症対応型共同生活介護

重要事項説明書 兼 利用契約書

1 グループホームの概要

(1) 事業所の概要

施設名	グループホーム三老
所在地	〒039-0103 青森県三戸郡南部町大字大向字仙ノ木平42
電話番号	0179-22-1252
FAX番号	0179-22-1253
事業所番号	指定事業所番号 0272701178

(2) グループホーム三老理念

①あなたの笑顔 わたしも笑顔 みんなが笑顔

②あなたらしく わたしらしく

③つながる手から感じる・・・思いやり

(3) 職員の配置状況

A棟		B棟	
職 種	人 員 数	職 種	人 員 数
管 理 者	常勤（兼務）1名	管理者	常勤（兼務）1名
計画作成担当者 (介護支援専門員)	常勤（兼務）1名	計画作成担当者	常勤（兼務）1名
介 護 職 員	常勤 9名	介 護 職 員	常勤 9名
職員の勤務形態	① 早番 7:00～16:00 ② 日勤 9:30～18:30 ③ 遅番 10:00～19:00 ④ 夜勤 16:30～ 9:30 ⑤ 日勤1 9:00～18:00 ⑥ 日勤2 8:30～17:30 ⑦ パートタイマー1 7:00～11:00 ⑧ パートタイマー2 8:00～12:00		

(4) 当事業所の設備の概要

定 員	18 人 (全室 1 人部屋)	居室面積	10.76 m ² ×4 室・9.93 m ² ×14 室
食堂及び居間	29.81 m ² ×2 室	居室便所・洗面所	2.48 m ² ×18 室
職員便所・洗面所	4.96 m ² ×2 室	寮母室	9.93 m ² (A) 8.69 m ² (B)

浴 室	4.14 m ² ×2 室	脱衣室	2.48 m ² ×2 室
洗面所	8.28 m ² (A) 6.62 m ² (B)	ボイラー室	4.14 m ² (A) 7.45 m ² (B)
共同便所	4.14 m ²	納 戸	3.31 m ²
事務室	14.49 m ²	玄 関	8.28 m ² (A) 3.31 m ² (B)
風除室	4.96 m ² (A) 2.48 m ² (B)	押入れ	1.65 m ² ×20
台 所	16.56 m ² ×2 室	ロビー廊下	93.16 m ² (A)
非常災害設備等	自動火災報知設備、スプリンクラー設備	ホール廊下 渡り廊下	78.66 m ² (B) 8.28 m ²

2 当施設の特徴等

(1) 運営の方針

- 1 指定認知症対応型共同生活介護は、入居者様の認知症症状の進行を緩和し、安心して日常生活を送ることができるよう、入居者様の心身の状況を踏まえ、妥当適切に行います。
- 2 指定認知症対応型共同生活介護は、入居者様がそれぞれの役割を持って家庭的な環境の下で日常生活を送ることができるよう配慮します。
- 3 指定認知症対応型共同生活介護は、認知症対応型共同生活介護計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮します。
- 4 共同生活住居における介護従業者は、指定認知症対応型共同生活介護の提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、入居者様又はそのご家族様に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行います。
- 5 指定認知症対応型共同生活介護の提供に当たっては、当該入居者様又は他の入居者様等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入居者様の行動を制限する行為を行わないものとします。
- 6 事業者自らその提供する指定認知症対応型共同生活介護の質の評価を行い、常にその改善を図るものとします。
- 7 急変時の対応については、医療機関への連絡・調整（救急要請含む）と同時に、入居者様親族等への連絡は速やかに行うよう努めます。
- 8 当施設は、入居者様が病を患い、余命残り少ないと診断を受けた後にも、家庭的な環境のもとに安らかな生活が送れるよう支援するとともに、全職員の総力を結集し、入居者様の人格を尊重しながら全人的なケアに努めます。

(2) サービス利用のために

事 項	備 考
認知症老人の介護経験者	常勤の経験者を複数配置し、処遇介護及び援助にあたります。
従業員への研修の実施	定期的に各研修を行いスキルアップを図ります。 ・身体拘束ゼロ研修 年2回 ・虐待を防止するための研修 年2回 ・業務継続計画 研修 年1回以上 訓練 年1回以上 ・感染症の予防及びまん延防止のための研修 年1回以上 訓練 年1回以上
サービス提供	・「入居者様本意の福祉サービスの実現」に向け、サービスを提供します。 ・認知症高齢者グループホームサービス評価を行い、質の向上を図ります。 ・各マニュアルに従い、身体拘束・虐待・事故・感染症の防止に努めます。 ・アセスメント、ケアプラン、モニタリングを作成し、個別のサービスを提供します。
運営推進会議	サービスの質の確保・向上、地域との連携を図ることを目的とし、年に6回会議を開催いたします。 会議の委員は入居者様又はそのご家族様、地域住民の代表者、地域密着型サービスに知見を有する者、南部町職員、施設長、管理者、従事者となります。
委員会の設置	・身体拘束ゼロ委員会 ・虐待防止検討委員会 ・安全衛生委員会

(3) サービスの利用に当たっての留意事項

面 会	面会時間 8:00～19:00 面会の際には、面会簿への記入をお願いします。 感染拡大防止のため、面会制限（禁止）させていただくことがありますので、ご協力をお願いいたします。 <u>※持ち込みの飲食物に関して、餅・だんご、餛飩はのどを塞ぐ食べ物である為、厳禁としています。</u>
外出・外泊	外出の際には、必ず行き先と帰宅時間を職員に申し出てください。 外泊の際には、必ず行き先と外泊先の電話番号を申し出てください。 (外出・外泊用紙に記載し提出する。) 面会制限中は外出、外泊をご遠慮ください。

飲酒	希望される方は、ご相談下さい。(尚、医師の指示がある方は、ご遠慮いただく場合もあります。)
喫煙	原則禁止とします。
金銭、貴重品の管理	希望があれば、通帳、保健証、印鑑等の管理を致します。また、金銭も日常必要な程度の額であれば、管理を承ります。
所持品の持ち込み	身の回りの品については、できるだけ慣れ親しんだ物品等を氏名明記のうえ準備して下さい。 日用消耗品については、施設で準備致します。
設備、器具の利用	原則として、設備及び器具のご利用は、自由です。(器物破損・他人に被害を与えた場合等、弁償して頂く場合があります。)

3 サービスの内容

サービス	内 容
食 事	朝食 7:00～ 昼食 11:30～ 夕食 17:00～
入 浴	週に2回入浴して頂きます。
生活相談及び援助	入居者様またはその代理人からの相談には、可能な限り迅速かつ適切な援助を行います。
介 護	入居者様の有する能力の範囲内のことは、職員見守りの中で入居者様本人に任せ、能力を超える思考或いは動作を必要とした場合、職員が介護、援助を行いません。
健康管理	体温、脈拍、血圧のチェックを毎日行います。また、職員が体調について聞き取りをします。 必要な入居者様には服薬管理を行います。
病院受診	急変時、定期受診の際、ご家族様が付き添えない場合は、三戸町、南部町内の範囲で職員が行います。 当事業所の車両利用時、駐車料金が発生した場合はお客様の負担となります。 当事業所外の車両を利用した場合の運賃は、お客様やご家族様負担となります。
お小遣い管理	ご家族様より預かっている本人のお小遣いの管理をします。 金銭の本人管理は、自己責任となりますのでご注意ください。
行事	四季折々の行事を取り入れ、季節の移り変わりを楽しめるようにします。 春～秋は月1回の外行事を予定しています。ホームと合同の行事も計画します。
リハビリ・レクリエーション	体操や身体を動かすレクリエーションを、入居者様の心身の状態にあわせて行います。 レクリエーションで使用する材料費をお客様から負担していただく場合があります。

4 利用料金

(1) 利用料

ア a) 認知症対応型共同生活介護利用料

	1日当たりの 利用料金	サービス利用に係る自己負担額	
		負担割合 1割	負担割合 2割
要介護度 1	7,530円	753円	1,506円
要介護度 2	7,880円	788円	1,576円
要介護度 3	8,120円	812円	1,624円
要介護度 4	8,280円	828円	1,656円
要介護度 5	8,450円	845円	1,690円

b) 介護予防認知症対応型共同生活介護利用料

	1日当たりの 利用料金	サービス利用に係る自己負担額	
		負担割合 1割	負担割合 2割
要支援 2	7,490円	749円	1,498円

c) 生活保護法による指定あり。

イ 介護給付サービス加算 ※()内は2割負担の方の料金です。

費用区分	介護 1	介護 2	介護 3	介護 4	介護 5
初期加算	30円 (60円)	30円 (60円)	30円 (60円)	30円 (60円)	30円 (60円)
サービス提供体制 強化加算Ⅲ	6円 (12円)	6円 (12円)	6円 (12円)	6円 (12円)	6円 (12円)
若年性認知症利用者 受入加算	120円 (240円)	120円 (240円)	120円 (240円)	120円 (240円)	120円 (240円)
介護職員処遇改善加算Ⅱイ (サービス費合計の20.2%)	178円 (355円)	185円 (369円)	189円 (379円)	193円 (385円)	196円 (392円)
備考	・初期加算は、入所した日から起算して30日以内の期間について、入院・外泊期間を除き加算します。				

ウ 食材料費 1日につき 1,350円 (朝450円 昼450円 夕450円)

エ その他の費用

理美容代	1,500円/回
嗜好品（おやつ代含む）	自費
オムツ代	自費

※電化製品の持ち込み 1製品 1,000円/月

オ 介護保険サービス以外の利用料

家賃	1日 900円
光熱水費	1日 700円

※入院した場合、退院するまでの間、家賃と光熱水費を徴収いたします。

（2）料金の支払方法

毎月、20日までに前月分の請求をいたしますので、10日以内にお支払いください。お支払いいただきますと、領収書を発行いたします。お支払い方法は、現金集金、銀行振込、口座引落の3通りの中から自由によびべます。

銀行振込の場合

・指定口座 青森みちのく銀行 南部中央支店
 普通預金 店番077 口座番号 2010825
 口座名 社会福祉法人 恵生会
 グループホーム三老
 理事長 工 藤 恵 一

口座引落の場合

・毎月26日に御指定の口座から引落しさせていただきます。

5 サービスの利用方法

（1）サービスの利用開始

まずは、お電話等でお申し込みください。当施設の職員がお伺いいたします。

※居宅サービス計画（ケアプラン）の作成を依頼している場合は、事前に介護支援専門員とご相談ください。

（2）サービスの終了

ア お客様のご都合でサービスを終了する場合

退所を希望する日の14日前までにお申し出ください。

イ 自動終了

以下の場合は、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします。

- ・お客様が他の介護保険施設に入所した場合
- ・介護保険給付でサービスを受けていたお客様の要介護認定区分が、非該当（自立、支援1）と認定された場合
- ・お客様が亡くなられた場合

ウ その他

- ・お客様が、サービス利用料金の支払いを1ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず30日以内に支払わない場合。また、お客様やご家族などが当施設や当施設のサービス従業者に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、サービス契約終了の30日前に文書で通知し、退所していただく場合があります。
- ・お客様が病院又は診療所に入院し、明らかに1カ月以内に退院できる見込みがない場合又は入院後1カ月経過しても退院できないことが明らかになった場合（入院から退居までの間、家賃と光熱水費を徴収します。）

6 苦情および相談窓口

当事業所における利用者相談・苦情 担当責任者
管理者 市村 恵 寺沢 ゆかり

電話番号 0179-22-1252
FAX 0179-22-1253
受付時間 9:00 ~ 17:00

苦情等に対しては、できる限り速やかに回答することを原則としますが、ケースによっては調査または関係者と協議するための猶予をいただく場合があります。

当事業所以外の相談窓口

- | | |
|-------------------------------|-----------------|
| 1 南部町健康センター 健康福祉課 | 電話 0178-60-7101 |
| 2 青森県国民健康保険団体連合会 | 電話 017-723-1301 |
| 3 青森県運営適正化委員会
福祉サービス相談センター | 電話 017-731-3039 |

7 緊急時の対応方法

サービスの提供中に容体の変化等があった場合は、事前の打ち合わせにより、主治医、救急隊、ご家族等へ連絡をいたします。

身元引受人	氏 名		電話番号	
	住 所			
主治医	氏 名		電話番号	
	住 所			
協力医療機関	氏 名	特別養護老人ホーム 三戸老人ホーム医務室	電話番号	0179(22)1215
	住 所	青森県三戸郡南部町大字大向字仙ノ木平 31 番地 1		
協力歯科	氏 名	千葉歯科	電話番号	0179(34)3310
	住 所	青森県三戸郡南部町大字沖田面字千刈 62 - 2		
管理者	氏 名	市村 恵 寺沢 ゆかり	電話番号	0179(22)1252
	住 所	青森県三戸郡南部町大字大向字仙ノ木平 4 2		

8 事故発生時 の対応

サービスの提供中に事故が発生した場合は、お客様に対し応急処置、医療機関への搬送等の措置を講じ、速やかにお客様がお住まいの市町村、ご家族に連絡を行います。

また、事故の状況及び事故に際して採った処置について記録するとともに、その原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じます。

なお、当事業所の介護サービスにより、お客様に対して賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償いたします。（当事業所は、三井住友海上火災保険株式会社と賠償責任保険契約を結んでおります。）

9 非常災害対策

防災時の対応	速やかに消防署へ連絡するとともに、職員連絡を行い自衛組織に基づきお客様を安全な場所へ誘導し、消火活動、救済活動に努めます。
防災設備	火災報知器、スプリンクラー、消火器、煙感知器、誘導標識を設置しています。
防災訓練	年2回以上、消火訓練、避難訓練を行ないます。
防火責任者	越後 誠

10 秘密の保持について

- (1) 当該事業所の従事者は、正当な理由がなくその業務上知り得たお客様及びご家族の秘密を漏らしません。
- (2) 当該事業所の従業者であった者は、正当な理由がなくその業務上知り得たお客様及びご家族の秘密を漏らしません。
- (3) 事業者では、お客様の医療上緊急の必要がある場合又はサービス担当者会議等で必要がある場合に限り、あらかじめ文書による同意を得た上で、必要な範囲内でお客様又はご家族の個人情報を用います。

11 第三者評価の実施状況

評 価 機 関 : 公益者社団法人
青森県老人福祉協会

外部評価結果確定日 : 令和 7年12月16日

当事業所では、2年に1回外部評価機関により、サービスの質の評価を受けております。
その時には、評価機関よりご家族様にアンケートが届きますので、ご協力をお願いいたします。

12 ハラスメントの防止、対応

適切なサービスの提供を確保する観点から、職場における各種ハラスメントを防止します。

- (1) ハラスメント対策 マニュアルの作成
- (2) ハラスメント事案が発生した場合は即座に対応し、再発防止に努めます。
- (3) 研修の実施とハラスメントの発生状況の把握に努めます。
- (4) ハラスメントと判断された時は、行為者に対し、必要な措置を講じます。

1 3 身体拘束ゼロへの取り組み

サービス提供に当たり、入居者様または他の入居者様の生命または身体を保護するため、やむを得ない場合を除き、身体拘束を行いません。

緊急やむを得ず身体拘束を実施する場合は、その事由を入居者様及び家族様に十分に説明し、同意を得ます。

- (1) 身体拘束ゼロ指針を整備します。
- (2) 身体拘束ゼロ委員会を定期的に開催します。
- (3) 従業者に対する研修を定期的実施します。

1 4 虐待防止について

入居者様の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止します。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催します。
- (2) 虐待防止のための指針を整備します。
- (3) 虐待を防止するための研修を定期的実施します。
- (4) 虐待の防止に関する措置を適切に実施するための担当者を配置します。

1 5 業務継続計画の策定等

感染症や災害が発生した場合であっても、入居者様が継続してサービスを受けられるよう、非常時の体制で早期の業務再開を図ります。

- (1) 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに定期的に研修と訓練を実施します。
- (2) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて変更をしていきます。

1 6 衛生管理等

感染症や食中毒の予防及びまん延を防止します。

- (1) 感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための委員会を定期的に開催します。
- (2) 感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための指針を整備します。
- (3) 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修を定期的実施します。

附則 この重要事項説明書は、平成17年 1月 5日から施行する。

平成17年 4月 1日一部改正施行する。

平成17年10月 1日一部改正施行する。

平成18年 4月 1日一部改正施行する。

(介護保険法改正にともない利用料及び家賃の変更)

平成18年 7月20日職員増員の為、一部改正施行する。

平成18年12月 8日一部改正施行する。

平成19年 4月 1日一部改正施行する。

平成19年 8月 1日一部改正施行する。

平成19年11月16日一部改正施行する。

平成20年 5月 1日一部改正施行する。

平成20年 7月 1日一部改正施行する。

平成20年 9月23日一部改正施行する。

平成21年 4月 1日一部改正施行する。

平成22年 4月 1日一部改正施行する。

平成23年 4月 1日一部改正施行する。

平成24年 4月 1日一部改正施行する。

平成25年 4月 1日一部改正施行する。

平成25年 5月 1日一部改正施行する。

平成25年 9月 1日一部改正施行する。

平成26年 4月 1日一部改正施行する。

平成26年 6月 1日一部改正施行する。

平成27年 4月 1日一部改正施行する。

平成27年 9月 1日一部改正施行する。

平成27年12月 1日一部改正施行する。

平成28年 4月 1日一部改正施行する。

平成28年 6月16日一部改正施行する。

平成29年 4月 1日一部改正施行する。

平成30年 7月 9日一部改正施行する。

令和 元年 8月 1日一部改正施行する。

令和 元年10月 1日一部改訂施行する。

令和 4年 4月 1日一部改訂施行する。

令和 4年10月 1日一部改訂施行する。

令和 5年 4月 1日一部改訂施行する。

令和 5年 7月 1日一部改訂施行する。

令和 5年10月 1日一部改訂施行する。

令和 6年 4月 1日一部改訂施行する。

令和 6年 6月 1日一部改訂施行する。

令和 7年 5月 1日一部改訂施行する。

令和 7年 7月 1日一部改訂施行する。

令和 8年 4月 1日一部改訂施行する。

令和 8年 6月 1日一部改訂施行する。

重要事項説明同意書（入居契約書）

令和 年 月 日

認知症対応型共同生活介護の提供開始にあたり、利用者に対して本書面に基づいて、重要な事項を説明しました。

事業所所在地 〒039-0103

青森県三戸郡南部町大字大向字仙ノ木平42

名 称 認知症対応型共同生活介護 グループホーム三老

説明者氏名

印

私は、本書面により、事業者から認知症対応型共同生活介護についての重要事項の説明を受け、サービスの提供開始に同意します。

利用者 住所
氏名

印

(代理人) 住所
氏名

印

個人情報利用同意書

私（及び私の家族）の個人情報の利用については、下記により必要最小限の範囲内で使用することに同意します。

記

1 使用目的

- (1) 介護サービスの提供を受けるにあたって、介護支援専門員と介護サービス事業者との間で開催されるサービス担当者会議において、利用者の状態、家族の状況を把握するために必要な場合。
- (2) 上記(1)の外、介護支援専門員又は介護サービス事業所との連絡調整のために必要な場合。
- (3) 現に介護サービスの提供を受けている場合で、私が体調等を崩し又はケガ等で病院へ行ったときで、医師・看護師等に説明する場合。

2 個人情報を提供する事業所

- (1) 居宅サービス計画に掲載されている介護サービス事業所
- (2) 病院又は診療所（体調を崩し又はケガ等で診療することとなった場合）

3 使用する期間

サービスの提供を受けている期間

4 使用する条件

- (1) 個人情報の利用については、必要最小限の範囲で使用するものとし、個人情報の提供に当たっては関係者以外の者に洩れることのないよう細心の注意を払う。
- (2) 個人情報を使用した会議、相手方、個人情報利用の内容等の経過を記録する。

令和 年 月 日

事業所の名称 認知症対応型共同生活介護
グループホーム三老 殿

住所

氏名

印

（家族）住所

氏名

印